

変革の力としての教育

(本論は「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」【1996年8月27～31日於ストックホルム】
に提出された報告書の仮訳である)

(財) 女性のためのアジア平和国民基金

I はじめに

マニラやナイロビの売春宿、リオやニューヨークの路上、アムステルダムやバンコクのバー、そして世界中あらゆるところのバスや駅やホテルの部屋の中で、何百万もの子どもたちが性的搾取の危険にさらされたり、巨大化した性産業に捕えられている。^{*1}

無思慮で破廉恥な大人の虐待の犠牲になっている子ども。暴力や健康を脅かす有害物にさらされている子ども。教育への権利やその他すべての権利を否定され、子ども時代だけでなく成長のあらゆる面が損なわれ、生きていく見通しも持たなくされている子ども。ここに表れているものは、社会やコミュニティや政府が、性産業の手に落ちた子どもをめぐる広範囲におよぶ問題を無視し解決を怠ってきた悲劇的かつ醜悪な結果である。

教育制度は、社会が子どもに自らの潜在能力を伸ばし、生活上の責任を果たせるよう適切で十分な技能や知識を身につけさせるための手段である。教育は社会で重要と考えられる価値観、態度、信念、行動、規範を次世代に伝える手段である。また、社会変革のための手段でもある。教育システムがうまく機能しないと、「子どもの性の商品化と性的搾取」（本論では以下「子ども売春」という）はなくならいことは非常にはっきりしている。したがって、効力のある教育が子ども売春の根絶にとって欠かせないものとなる必要がある。子ども売春と闘う上で、教育の可能性と限界は何か、教育の積極的な役割を強化するためには何ができるか、本論ではこのような問題を検討する。

*1 子どもと10代を分けたりさまざまな年齢の定義を認めることは、国の法律や慣習法による。本論でいう子どもは、子どもの権利条約の定義に従い「18歳未満のすべての者」をさす。

II 教育と社会変革

子ども売春は複雑かつ多岐にわたる問題であり、経済的、社会的、文化的、政治的要因と深く関わり合っている。経済格差による貧困と家族や若年層の就職機会の欠如は、このドラマの中では主要な悪役である。ときには、社会的・文化的価値基準や行動規範が、子どもに対する無関心や言語道断な暴行をさえ黙認させることがある。多くの法律制度とその施行メカニズムは、不正義を防止できず、子どもが犯罪に巻き込まれないよう守ることもできない。政治のシステムは、最も耳を傾けねばならない階層、つまり搾取と不平等に苦しんでいる人

々の声を無視することが多い。したがって、教育は、それ自体社会の力関係に影響されるものではあるが、子ども売春を防止し、減少させ、最終的に根絶させていく役割を主要に担う変革の手段にならなければならない。

学校および学校外の正規の教育は人間の学習にとってはほんの一部でしかないということは、よく言われていることである。教育はその大部分が主に、個人の置かれた社会的・物理的環境の中でいろいろな影響を受けながら、持続して行われるのは疑いないことである。生活を通して行われるこの教育は、学校や学校外の正規の教育とは対照的に、インフォーマル教育といわれる。^{＊2}

広い意味での教育は環境から影響されたり、あるいは意図的に行われる。子どもは、教えられるものからではなく自分がどう扱われるかによって学ぶのであり、そのような学習は子どもの健康な発達を促進することもあり、遅らせることもある。教育は価値観や態度、技能：信念、行動を創造し確立する。子どもは、自分の生活に関わりのある大切な大人や仲間との関係、つまり彼らを模範にしたり、観察したり、教えを受けたりして自分自身のことや自分の世界を理解する。

子どもは家や学校、テレビやラジオ、教会やモスク、同様に路上、鉄道の駅、バス停留所：バーや売春宿で教えられたものを自分の中に取り込む。性産業に捕われた子どもは何を学んだであろうか。「大人は信用できない」「子ども、特に少女はもともと財産とみなされ、手っ取り早く金になる売り物にされる」「物事の決定は力のある者の特権である」「お金や地位や財産は、しばしば、尊厳や自尊心よりも、ときには生命そのものよりも価値がある」：というようなことである。

性的搾取の犠牲になった子どもの先生とは誰か。子どもは、まさに性搾取者、つまり、客：斡旋業者、仲介業者、売春宿の経営者など、子どもを売買し、それによって儲け、子どもとセックスするため金を払うものたち全部から直接多くを学ぶのである。しかし、このような加害者は社会全体と、子どもの養育、保護、成長に責任をもつべき大人たち、つまり家族：教師、医療関係者、その他の福祉関係者、司法・警察当局、地域やコミュニティの指導者、メディア、政策立案者、そして国民一般、のあからさまであれ暗黙であれ、了解があつてこそ存在できるのである。

教育が課題とすべきものは二つある。第一に、教育システムが他の社会的機関と協力しながら、どのようにして社会変革を促進する力となり得るか。この協力の目的は、あらゆる社会的機関や社会システムの態度や行動を確実に変化させることにあり、そのことが子どもの

人間性、尊厳、権利を保護し、尊重し、促進するようになるであろう。第二に、教育システムがどのようにして、マイナス面を克服し、インフォーマル教育のもつ力をつけ、可能性を引き出す学習を強化できるか、である。学校や学校外の教育プログラムは、現在の形のままで、すでに学校に出席している子どもにとってさえ十分なものとは言えない。

教育は子どもの性的搾取と闘うための万能薬ではないし、教育的措置だけでは不十分である。同時に、その問題に集中して取り組む努力がなければ、教育的措置もうまく機能しないし、持続しないであろう。本論は、教育システムがこれまで以上に問題の解決に貢献できるのか、又すべきであるかを示すものである。

子どもや青少年が、学校やその他の教育機関に出席できず、心遣いと愛情に恵まれた環境で養育されないばかりか、教育への権利を奪われ、恐怖と暴力と恥辱のもとで生きざるを得ないとき、それは社会全体がどこかしら歪んでいるといえる。教育は他の機関と社会と協力して、この歪みを正していかなければならない。

*2 Coombs, P. H., Ahmed, M. 共著「農村の貧困とたたかう：学校外教育のできること」世界銀行およびジョンホプキンス大学出版、1974

Ⅲ 子ども買春と闘う教育アクションの枠組み

教育は本領は、子どもの能力を伸ばす手段であって、子どもが必要な自信、自尊心、判断能力、職業的技能を発達できるようにし、自分の権利と尊厳を守り、かつ大人の社会に全面的に参加し生産活動ができるようにすることである。教育が成功すれば、子どもを養育、世話、教育する役割を持つ大人が、子どもの発達に応じて責任を持ち続け変化させていくことを理解し行動できるようになる。そして教育が目的を持って計画され、実行されるならば、教育を通して子どもの権利と尊厳を尊重する責務を社会全体のものにもすることもできる。

1. 子どもの権利条約（CRC）

性的商品化と搾取にたいする教育的アプローチはどのようなものであれ、条約の文書と精神に確実に沿うものでなければならない。条約は、子どもに対して社会がどのような行動を取るべきかの規範や基準について国際的に合意されたものを表現しており、すべての子どもに関して社会や国家が取るべき義務を明記している。現在まで187か国が批准し

ており、全世界がすべての子どものあらゆる権利を認め、保護するために関与してゆくことを示す。このようにほぼ全世界が受け入れたことは、子どもの利益について積極的に擁護し意識を喚起していく絶好の機会となる。変革への第一歩として、意識の喚起が必要であり、同時に家族や子どもがよりよい機会を見出し選択することができるような仕組みを構想し推進させなければならない。

条約は教育アクションにとって、適切な枠組みとなる。条約は性の商品化と搾取が様々な人権侵害と関連していることを強調する。権利の実現について考え、かつ行動を起こす際の基本原則と指針と打ち出す。さらに、子どもが自分の人生に影響する決定に参加する権利は、教育と深く関連している。

また、条約は行動のための枠組みも提示しており、子どもの「保護される」権利と「援助される」権利とを結びつける戦略をわれわれに教える。なぜなら、条約はすべての子どもがあまねく権利の侵害を受けやすいのではないこと、また、特に困難な状況におかれた子どもの権利の保護と実現のためには特別な措置が必要とされること、を認めているからである。性的搾取を受けている子どもの権利のほとんど、特に教育を受ける権利は侵害されている。このような子どもが教育を受ける権利を行使できるようになれば、他の権利も容易に手にすることができるのであろうか。

然り — ただし、教育戦略が、条約のどの1条、どの数か条でも他の条項と切り離して考えてはならず、すべてまとめて考えられなければならないという原則を認めるならば。教育には、立法措置、新しい政策、保健プログラム、オルタナティブな経済的機会、価値観を変えさせる働きかけ、などの補足的な措置が同時に必要とされる。

然り — ただし、子どもの最善の利益を中心に考え、両親、教師、法廷保護者の権利と義務、かつ関連する立法上、行政上の措置に一致するような戦略がたてられるならば。

然り — ただし、子どもがその成長の段階に応じて、自らの福祉に影響する措置を決定する過程に実際に参加するのであれば。条約第12条に明記されている参加の原則は大人が子どもと交流する世界に新たな関係性を持ち込む。子どもと生活する大人が子どもの年齢や成熟の度合いを考えながら、子どもの判断や意見に対して十分尊重しさえすれば、子どもは現実に社会を構成する一員になれるのである。ゆえに、教育の過程において若者は犠牲者ではなく、資源としてみなされなければならない。かれらの弾力性、力強さ、意見は尊重され、信頼されねばならない。

2. 国際的責務

1990年、タイのジョムティエンで開催された「万人のための教育世界会議」で、国際社会は今世紀末までにすべての子どもが初等教育を受けられるよう必要な手段を講ずることを宣言した。ジョムティエンはまた、万人のための基礎教育という「より広い展望」を極めて明確に打ち出した。それは能力を向上させる手段として、質が高く適切な教育へのアクセスとそれを受ける機会にとどまらないものである。ジョムティエンの到達点は、その後の社会発展を目指す国際的な会議において発表される宣言などの基準となった。特に目立つものに次の会議のものがある。「世界子どもサミット」(1990)「国際人口開発会議」(1994)「世界社会開発サミット」(1995)「第4回世界女性会議」(1995)。

子ども売春は、現在ようやく全世界的な課題になってきており、今後その予防と子どもの回復のために、教育と関連させていく努力をしていかねばならない。ストックホルムの世界会議では子ども売春に反対する意識を喚起し行動を起こしていく決意と関与を表明した。この関与の中心をなすものは、社会の姿勢と行動を変化させる教育であり、その変化がこの不法な子ども売春を根絶させる方向に社会を動かすであろう。

3. 教育の目的

社会変革を進めることに教育の役割があるとすれば、子ども売春と闘う上では何が優先課題であり目的であるべきか。二つを関連させて考えると、1) 教育プログラムを企画し実施するための主要目的を入念に練り上げること、2) 主に対象とする学習者のカテゴリーを定めるといふこと、がある。

- 子どもが教育を確実に受けられ、参加できるようにし、子ども売春の犠牲になる危険から守ること、少なくとも減少させること
- 適切な教育プログラムの内容と方法を利用し、子どもの権利を促進、尊重するようにすること
- 特別に企画された教育的措置を講じ、子どもの回復を図り、適切なときに子どもが学校やコミュニティに再び受け入れられるようにすること
- 関係ある責任を持つべき大人が、性的搾取にさらされている子どもや、その危険にある子どもの環境について深く認識し、理解し、豊富な知識を持たせること
- 国民全体のなかに、子ども売春の広がりやその実態と影響、かつ行動を起こす必要性について意識を喚起し、啓発し、社会を動員するよう支援すること

4. 学習者のカテゴリー

- 学校に通学している、していない、現に性産業の中にいる（ほとんど学校にはいないと思われる）にかかわらず、就学年齢の子ども。プログラムを企画する場合、ニーズと対応、年齢と成長の段階に応じていろいろな違いを考慮しなければならない。たとえば、男子と女子の違い、農村と都会、ほかのさまざまな文化的環境の中にいる子どもたちの違い、性産業に強制的に引きずり込まれた子どもと物理的には強制されずに入ったこどもとの違い、などである
- 子どもの養育、保護、教育する役割を持つ大人や機関などの特定の集団。家族やその他の関係者(教師、医療関係者、司法・警察当局、議員、NGOなど)を含む
- 国民全体 — 市民、政策立案者、「オピニオン・リーダー」をはじめ、旅行者や旅行者にも注意を向ける。さらに、メディアや宗教やコミュニティなど国民に影響を及ぼすの人々、および労働組合、若者や女性の組織のような大衆組織を含む

学習者のカテゴリーを決定する上で難しいのは、教育プログラムを最も必要とし最も恩恵を得ることのできる人々に的を絞ることである。その際、統一性のある包括的かつ全体論的な戦略を発展させる目的と、住民とを結び付ける視点を失ってはならない。たとえば、家族やコミュニティに子どもを再び受け入れさせるには、多くのグループ、すなわち、子ども、家族、教師、医療関係者、宗教やコミュニティのリーダー、政策立案者、そしてコミュニティ全体の教育が必要である。

IV 教育戦略と教育的措置

子ども売春の影響を受けるのは主として10代の子どもである。この年齢層は社会政策の狭間に常にこぼれる落ちる。セクシュアリティ、家庭内暴力、少女の妊娠など、きわめて微妙でタブーとされる問題に関連しているからである。そのような問題は最近まで、個人的な、あるいは家庭内の問題とされ、政府や国際社会や教育プログラムの仕事でない、とされてきた。

子ども売春が子どもの成長に与える有害な影響は、児童労働、暴力団、近親姦、家庭内での性的虐待のような極めて困難な状況とさまざまな形の搾取が及ぼす影響と大いに共通している。このような状況にさらされている子どもすべてに対して、その痛ましい事態から保護し、こうむった傷を癒し、よりよい機会を提供し、さらに子どもや家族にその機会を有利に生かす手立てを与えるような特別な措置が必要である。

子ども売春と闘うための教育戦略を成功裏に進めるには系統だった教育過程が必要であり、分かっていることは何か、ギャップがあるのはどこかを見定め、さらにうまく機能しているもの、機能していないもの、それはなぜか、を検証することである。

教育目的、学習者集団、行動指針についての概念的な枠組みは、子ども売春と闘う上で役立つ戦略とプログラムを進めるときの拠り所となる。すべての子ども、著しい人権侵害の危険にさらされている子どもも、すでに侵害されている子どももすべてに手が届くように、二つの総合的なアプローチが必要とされる。

- すべての子どもにたいする一般的教育プログラム内の措置を中心に据えること
- 上の措置を十分受けられないか、または外れた子どもにたいする特別に組まれたプログラム

児童売春の犠牲になる可能性のある子どもであろうが、現に犠牲になっている子どもであろうが、すべての子どもにたいする教育へのアクセスと参加を拡大し、質の高い適切な教育内容へと一歩前進させることは明らかに中心に据えるべき措置である。搾取されている状態に陥っている子どものために特別に企画されたプログラムは、その中心から外れた特別な措置であることは明らかである。

意識喚起から訓練に至る教育手段や措置を多く利用しながら、いろいろな分野にまたがった協力もまた必要である。その協力とは、家族、教師、社会福祉関係者、他の教育プロセスに関わる大人を巻き込むものである。児童売春と闘う為の措置を支えていくには、啓蒙と社会を動員しうる教育戦略が必要とされる。それぞれの戦略は以下に述べる。

児童の権利に関する条約第 29 条... 児童の教育は、児童の人格、才能ならびに精神的および身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること、人権および基本的自由の尊重と児童の父母、児童の文化的同一性言語および 価値観の尊重を育成すること、そして、すべての人民の間の理解、平和、寛容、両性の平等および友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させることを指向すべきである（政府訳「児童の権利に関する条約」より引用）」

1. アクセスと参加の拡大

学校に通学している子どもは、通学していない子どもよりは搾取されにくいように見え

るが、ときには、学費、教科書、制服、通学など必要な費用を捻出するため性産業に巻き込まれることがある。一般的に言えば、初等教育、中等教育を受けるようになれば、子どもが搾取を受けるのは少なくなり、確実になくなっていくであろう。

今日、少なくとも1億3,000万の子どもが初等教育を受けていない。さらに1億人の子どもが初等教育を完全に履修していない。発展途上国においては、性的搾取にさらされている子どもの多くが中等学校の就学年齢にもかかわらず、初等以上の教育が義務教育になっていないのが一般的である。ユネスコの計算によれば、初等学校年齢以上の3億近い未成年者が学校に行っていない。^{*3} その3分の2は女子であり、大多数は少数民族集団などの社会の貧しい底辺層に属し、あらゆる形態の搾取をもっとも受けやすい。

児童の権利に関する条約第28条…締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、a)初等教育を義務的なものとし、すべてのものに対して無償のものとする、b)種々の形態の中等教育（一般教育および職業教育を含む）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会があたえられものとする…」

*3 ユネスコ「世界教育白書」1995、パリ

ジェンダー・ギャップをなくす

教育の中に量的にも質的にも性差別（ジェンダー・ギャップ）が存在しており、そのことが、疑いなく性産業に陥る危険のある子ども、すでに陥っている子どもの大多数が女子であるという事実と結びついている。女子の教育へのアクセスを促進する努力が世界的に広がっているにもかかわらず、中途退学の率は依然として高く、学校内での不平等な扱いや対応は続いている。多数の国で、女子の安全と保障、さらに女子を学校内や通学途上で性的いたずらから守ることが課題になっている。女子が教育制度の中にとどまり学習しやすい環境を発展させることが今なお大きな問題であり目標である。そのような環境ができれば、女子は人生に前向きに立ち向かい、学習意欲を高め、そして実際に達成するであろう。

教師、教育行政担当者と、両親、行政当局、市民社会のリーダーなどコミュニティ全体が共同して、学校内外の文化的・経済的・社会的障壁を取り除くよう努力すれば、女子は

完全に教育へ参加できるのである。このことをめざし、主にユニセフが政府や他の機関や国際的NGOと協力して主導権を発揮している。

青少年とくに女子を教育に確実に参加させる仕事は完成されないままである。経験からいって、教育を奪われた集団に手を差し伸べるためには、全体が統一されたシステムの中で、多様で柔軟性のあるアプローチが必要である。特に革新的なプログラムが、女子や他の権利を剥奪されたグループには必要である。その一つの例として、タイ北部の「娘たちの教育プログラム」(DEP)がある。これは中等教育の年齢にある女子全体と少数民族のほとんどを対象とする草の根のプログラムである。

2. 適切で質の高い学習内容と学習方法の強化

「万人のための教育」ジョムティエン宣言と「子どもの権利条約」第28条と第29条は、万人のための教育を、教育プログラムへの就学、基礎的能力と学力の獲得、および自由社会での責任ある生活への準備、と定義づけた。子ども売春を防止し闘うという点で特に重要なのは、教育プログラムの内容と方法の中に、生活技能と権利についての学習が強調されていることだ。広範囲に及ぶ生活技能 — 問題解決、判断、交渉、集中と持続、自尊心、自分自身と他人への信頼、さらに他の文化を尊重すると共に自らの文化的アイデンティティの確立 — は子どもの成長と子どもの福祉を促進するために重要であることは広く認められている。しかしながら、大方の教育システムは、ただ、あらゆる子どもに確実にアクセスすることのみ懸命になっており、基礎的カリキュラム以上を目指すのは贅沢だと考えている。「基礎的」というのは、通常、丸暗記によるひとかたまりの事実の情報を取得することになってしまう。情報それ自体、子どもの生活には関係ないことが多い。そのうえ、自分の可能性を引出すための生活技能と学習の開発を、具体的な目標として設定すれば、それは低コストで可能であることが証明されている。

農村の中等教育年齢の少女に教育の機会を与え、売春から守る

チェンライ地方では農村の少女の60%から70%が学校を出た後、売春に追い込まれるという調査に基づいて、「娘たちの教育プログラム」(DEP)は少女が性産業に追い込まれるのを防ぐ目的で創設された。DEPはタイ北部の50以上の山岳民族

と低地の農村で活動し、毎週僧侶や教師などコミュニティの中心リーダーに会い、娘を売る寸前の家族を見つけ出す。同時に、NGOと家族は実行可能な代替案を検討する。DEPのプロジェクトの中には、教育奨励制度があり、少女に中等教育を少なくとも3年間履修させ、就職、大人の生活への協力、コミュニティへの貢献などに必要な教育と自信を身につけさせて、そのプログラムを終えるようにさせる。必要なときには、DEPは学費、制服、用具、活動や交通などに必要なすべての費用を負担する。

さらに、DEPは都市のスラムや赤線地帯に「スタディ・ツアー」を組織し、少女たちが自分の目で、以前村から出ていったたくさんの少女たちの行く末が分かるようにさせる。DEPは、また、他の59のNGOとネットワークを作り、農業の援助から、貸し付けや技術訓練などのいろいろな「救済まで特別な援助をする。

「子どもの権利条約」は一般的には、子どもの教育を受ける機会を拡大するよう啓蒙する手段と見なされているが、その教育内容と教育方法のもつ意味について完全かつ十分に理解されていない。権利について知り、条約の原則と精神を理解し、さらに教室や教育システムの中でその権利を実践し行使することが、教育課程において欠いてはならぬ特徴にならねばならない。このことは、とりもなおさず、条約の項目を直接生かすこと、すなわち、人権を基本にした規律を作り、教室内での差別をなくし、授業内容を検討して豊かなものにし、子どもが自分の学習について意見が言えるようにし、確実に参加できるようにする、というようことである。

セネガルにおける農村のノンフォーマル基礎教育プログラムは、包括的なカリキュラムを現地語でおこない、読み書き計算と共に実用的な知識と技術を集中して教える。政府、UNICEF、カナダ国際開発庁（CIDA現地のNGOであるトスタン（TOSTAN）が協力し、そのプロジェクトは、全体的な発達、意識の向上、参加する行動的な学習、現地語の学習、伝統文化の尊重などが社会に完全に参加していく上で大事であるという前提に基づいて行なわれている。

先進国と開発途上国のために企画されたユニセフの「開発のための教育」プログラムでは、子どもは自分の国や未来の社会において、子どもや大人として、変革の推進力となる力を身につけ準備する技術を学ぶ。問題解決や参加の過程を経て、子

どもは自らの生活と関連するグローバルな概念を理解することを学ぶ。子どもはメディアの情報を分析して、みせかけの客観的眞実の中から認識力やイメージ作りを身につける。矛盾を解決し、社会正義を実践し、自分の価値観や態度を検証する。シュミレーションや双方向ゲームを通して、資源の不平等な配分から生まれる不正義を経験する。

コロンビアのエスクエラ・ヌエヴァ（新しい学校）農村学校では、学生が、学生相互の教え合い、学習活動の組織作り、校長や教師も参加するいろいろな学校行事の計画・運営に積極的な役割を果たしており、そのことが、生徒の学力の向上に成功したモデルとして際立っている。

「国連子どもの権利委員会」に、「子どもの権利条約」の履行について国の報告書を提出した43か国のうち13カ国は、すでに条約を教育カリキュラムまたは学校の教科に組み込まれている。たとえば、エルサルバドル、ポルトガル、スリランカでは、子どもの権利についての教材を初等・中等教育プログラムに取り入れている。1991年にデンマークは条約の基本精神を国民に伝えるキャンペーンを始め、子どもの権利についての教材を一年生から十年生の生徒に配布した。チリーでは1994年、「学童の守護者」という協会を設立し、学校当局にたいする子どもの苦情を受け付け処理する。^{*4} 進歩的で民主的な教育ヴィジョンに指導された教育プログラムにおいては、クラス運営、生徒活動、懲戒制度、および教育機関の運営全般に生徒が参加している。

*4 「各国の進展状況1996」." The Convention: Action So Far" p. 40

3. 学校から外へ出てコミュニティに働きかける

教育へのアクセスが進み、質の高い教育が実現されれば、予防する力は強まるが、子ども売春が子どもの人生に影響を与えるのであるから、学校はそれ以上直接に子ども売春に取り組む必要がおおいにある。ある地域では家族、教師、行政当局の強い抵抗があることが、子ども売春の危険にさらされる子どもの大部分は初等学校年齢以上のものであるという事実とあいまって、学校にできるならば、それも緊急に学校外の人々への働きかけを迫る。コミュニティに入り込んでこそ、学校は安全で支援的な環境をもつ場所となり、そこでは、子どもと家族が微妙でしばしばタブーでさえある問題、たとえば、セクシュアリティ、エイズ、10代の望まない妊娠、麻薬などについて話し合うことができ、同様に、自尊

心と相互尊重の発展、少年と少女が親になる知識についても話し合える。発展途上国の多くのNGOやその他の活動家がセクシュアリティや生殖・出産についての教育の緊急性に言及している。そのような問題を学校教育の一教科か特別教科として導入すると、強い抵抗にあって挫折させられる。南アフリカでは、性教育は法律で定められているが、校長、教師、行政当局、家族などによってしばしば妨げられている。*5

質の高い教育

子ども、青年、成人を含むすべての人は基礎的な学習のニーズを満たすための教育の機会から恩恵を得ることができなければならない。基礎的な学習のニーズは人間が生存し、自らの知的能力を伸ばし、尊厳をもって生活し、働き、生活の質を高め、知識に基づいて判断し、学習を続けるのに必要な不可欠の学習手段（識字、技能、価値観、態度など）の双方からなるものとする。基礎的な学習のニーズの範囲や、どのようにしてそのニーズを満たすかは、国や文化によってそれぞれ異なり、不可避免的に時間の経過とともに変化する。（ユニセフ駐日代表事務所訳「万人のための教育世界宣言」第1条）」

ユニセフ、政府、NGO間の協力によって、学校場で青少年の健康と発達のための活動領域が広がった。これは青少年の身体的、心理的、経済的ニーズについて意識を向上させようとするものである。青少年というのは、大人に恐れられ、あるいは手に負えないと思われ、しばしば無視され放り出される問題の階層集団である。このプログラムでは保健についての特別な情報や知識を提供し、さらに、若者がセックスの真の意味、たとえばセックスの快楽、危険、責任などを学び、また、仲間や家族のプレッシャーに負けないように自分の感情をどう処理し、どう対応すべきかを学ばせようとする。*6

エイズの危機がきっかけとなり、多数の国で過剰ともいえるプログラムが作られた。学校場で作られた子ども売春問題に直接応用できる学術的でないプログラムや子ども売春について取り組む優れたモデルなどがある。その中には学校の保健クラブ、保健と家族生活の教育、生活技能の教育がある。

微妙な問題に取り組む卒業後のプログラム

広がる一方のエイズと増大する10代の妊娠をもはや無視できなくなり、その危険

な状況に対処するため、SHAPE（スワジランド・エイズ・人口教育）という新しいNGOが、WHOとケア・インターナショナルの協力と保健省の支援で設立された。マンツィニとムババネ（スワジランドの2つの主要都市）を結ぶ地域ににある26の学校では、反エイズ・クラブが活動を開始し、生活技能を伸ばすと共にセクシュアリティに関連する微妙な問題をオープンに討論できるようにした。たとえば、少女の交渉能力と自己主張、ティーンエイジャーはセクシュアリティについてどう考えるべきか決まった相手との関係と不特定の相手と性交することはどう違うのか、コンドームの使用から禁欲にいたるまでさまざまな選択などいろいろな状況に応じてどう行動したらよいか、といった問題を話し合う。この革新的な試みに教師の支持を得ることが、教育プロセスにおいて努力しなければならない重要な課題であった。

*5 本世界会議の準備として開かれた「アフリカ東部、南部地域協議会」での参加者の討論。プレトリア、1996. 4.17-19

*6 学校を基盤とした青少年の健康と発達プログラム：第4回技術支援会議、ユニセフ、Health Promotion Unit

4. 性産業で現に働かされている子どもも含め学校教育の枠外にいる子どもを対象としたプログラム

路上で働いたり、暮らしている子どもには、性的に搾取されているものや正規の学校教育に出席していないものが多い。このような子どもは学校を中途退学したか、または最初から就学していないかのどちらかである。彼らの年齢と環境を考えれば、学校に通っている子どもとは一緒にやれそうもないし、また学校教育は彼ら特有の社会的、文化的、感情的、学習ニーズに応えるものではなさそうである。

性産業に巻き込まれた子どもは、しばしば強制された状況にあり、法的、心理的、社会的援助がなければ抜け出すことはできない。物理的な強制はないかもしれないが、ほかに生きるすべがない場合それに代わる道を見つけるには、やはり多大な援助と勇気づけが必要である。自らであろうと、政府の社会福祉とか非政府組織、友達とか親戚の手助けによってであろうと、性産業から抜け出した子どもについては、社会に復帰し、新しい生活の意味と目標を見つけていけるよう継続的に支援し心を配り助力を与えていかねばならない。

このような子どもを対象とした特殊なプログラムは伝統的な意味での教育的と言う以上のものであらねばならない。彼らは無法で不正な状況に陥っていたため、当然享受すべき家族、コミュニティ、社会などの援助システムからこぼれ落ちてしまっている。彼らを救うために、失われた社会の援助システムを復活させねばならない。したがって、教育プログラムは、読み書き、計算のような従来の基礎教育の本質的部分と、心のカウンセリングや自尊心の回復、シェルター、保健や妊産婦保護、保育、法的助言と法的保護のようないろいろな形の社会的援助と結びつけなければならない。さらに、職業技術の訓練と職業に関する助言がこのようなプログラムを補完し、または付随しなければならない。

自尊心の確立

カンボジアのNGO「新しい家族」は、三つの子ども保護センターを運営する。そこではすべて、伝統的な踊りや太鼓を習得させるなど、文化を大事にすることを教えて自尊心の確立を図る。子どもは地方や国のイベントでその踊りや太鼓を創作し演奏する。NGOの哲学と実践にとって最も重要なことは、以前売春していた子どもが仲間はずれにもされず、周囲にもそうと知られずに生きていかれるような地域社会への統合である。センターにいる子どもとコミュニティの子どもとが意識せず交流できるようドアは開かれたままになっている。可能であれば、NGOは性産業で働かされていた子どもを持つ家族と協力して、子どもが恥辱感や拒絶感をなくし、社会に復帰できるよう援助する。

子どもの被害と搾取にたいする関心が高まるにつれて、世界の多くの地域で、主にNGOや他のボランティア組織によってプログラムが始められた。このようなプログラムに共通しているのは、性産業の犠牲になっている子どもを救う戦略について貴重な指針を与えるのが特徴である。それらは次のようなものである。

- 従来の教育内容と関連する支援サービスを質的に結びつけ、多目的かつ総合的なものにする
- 宗教組織やコミュニティの組織などの非政府組織の主導権で運営され、柔軟で独創的なきめこまかいアプローチによってボランティア団体に比較的有利な立場を与えることができるようにする
- 特別な状況にある特定集団のニーズに合わせるとともに、ある共通のアプローチと基

本に沿った小規模なものである

- セクスシュアリティ、10代の妊娠、麻薬、暴力、仲間や家族や他の社会的プレッシャーへの対応など緊急かつ実際的な問題に関する教育内容を中心に据える
- 生活上の実際問題を取扱うこと。子どもが生きてきた厳しい現実と苦痛に満ちた経験を熟知した教育プログラムであること。事実を詰め込むのではなく、むしろ生活能力の教育に特に重点をおく
- 収入を得る技術や機会と関連づける。貧困と子どもやその家族たいする経済的機会の欠如が、子どもが被害を受け搾取に追い込まれる原因になるので、彼らに新しい機会をあたえるよう第一に取り組む
- 家族が子どもの利益になるやり方で自らの状況を変えるよう援助し役立つ環境を作り出すことも視野に入れる。1994年の「ラテン・アメリカ会議」では、性産業で現在働いている、あるいは働いていた少女と同様に家族に対しても援助が必要であるというのが主要な結論の一つであった。^{*7}

適切な職業技術の育成

研究者やプログラム開発担当者は、伝統的な職業訓練を実施する場合、その製品や仕事に対する需要や要求が本当にあるのかどうか市場調査や分析もせずに、訓練を行うのは危険であると主張する。ある調査において、民間の少女のためのプログラムは少女に従順な態度をとるよう、また裁縫料理、美容、家事などような伝統的な分野で働くよう訓練するものが多いという指摘がなされている。少年のためのプログラムが、少年に自立し自分を疎外する社会に挑戦するよう教えるものが多いのとは対照的に、「フェミニストの視点」からアプローチし、若い女性に自立し、性別役割に挑戦するよう教える少女のためのプログラムはほんの一握りしかない。

微妙な問題への取り組み

ボツワナのYWCAには学校生活が続けられないティーンエイジャーの妊婦のためのプログラムがある。「未成年女性のための教育センター」は、このような若い母親に試験を受ける準備をさせ、全科目の個人教授、個人的なカウンセリングや、できれば父親を加えた家族のグループ・カウンセリング、そして卒業後就職できるよう適切な職業訓練を施す。

直接的でないアプローチがしばしば最善に働く

国際的NGO「子どもの希望」とリオ国立大学の支援を受けて、青少年保健クリニックはブラジルのスラム街出の学校に行っていない路上の若者の問題に取り組んでいる。指導員は、エイズ感染の予防について直接教えても、非常に成功率の悪いことが分かった。最も効果的なのは、女性には自尊心を持たせるようにし、男性には女性や女性の体を自分の思いどおりにする権利はないことをそれぞれにわからせるようなやり方である。

回復力と持てる力を引き出す

ブラジルのレシフェに設立されたNGO「Casa de Passgem」のスタッフでエイズ予防のために活動している都会の若い女性は、少女たちの無力感と諦めに直面している。少女は従来生きる能力と生きようとする力によってエイズを予防するのは無理だと感じている。スタッフは少女に、汚染された水の中に目には見えないウィルスが存在するというスライドを見せ、警察から逃れて自分を守る才覚があるならば、小さなウィルスから身を守ることができると説得する。

自分の身体を再評価することを学ぶ

「Casa de Passgem」ではまた、若い女性が自分の身体について積極的な関心を持つように、ダンスや芝居を活用する。セックスの経験を多く持っているにもかかわらず、売春していた10代の少女は自分自身の体について基礎的な知識もなく、自分を守るための努力をほとんどしない。他のプログラムでは少女が自分の身体の絵を描くよう、あるいは鏡をつかい自分の体よく見つめ大切にするようにさせる。

*7 「性的搾取を受けている10代の女子および女兒の援助から得た教訓：ラテンアメリカ地域セミナー、1994. 2.22-25、南アメリカ子どもの希望地域オフィスおよび国際カトリック子どもビューロー南アメリカ事務局

5. 関連する大人への教育

子どもを健康に成長させていくために、養育、保護、参加する役割を持つ大人には特別の責任がある。なぜなら、大人は、家庭、教室、さらに大多数の子どもが性産業で働かされたあげく連れて来られる警察や法廷などのいろいろな場面で、子どもの直接の先生となり模範となるべき人間だからである。子どもの成長に継続的な責任を引きうける大人は、革新的なパートナーや社会変革の推進者になるために、子ども売春が子どもや社会に与える影響をまず理解し、かつ、自分がどのような態度や行動をとれば役に立つのかを知らなければならない。

5.1 家族

教育は、家族に教育を受けさせる経済的負担と教育を受ける価値との関係を理解させ、家族の行動が子どもに与える影響を理解させ、かつ家族自体の状況を変える手助けをするよう努力すべきである。そのために家族には融資の利用、代わりうる収入の道、そして家族と子どもを守り利益をもたらす機会を利用できる技能や知識が必要となる。

家族への援助、子どもへの援助

1992年スイスのNGOである「フランソア＝グザヴィエル・バニョー協会」(AFXB)は、タイの売春宿から救出され、ミャンマー本国に送還された95人の少女についてフォローアップ・プログラムを開始した。このプログラムは第一歩として、少女の夢と能力と健康ととりまく現実を考慮して職業訓練の援助と教育をおこなった。現在は、少女の社会復帰プログラムとしてその少女の家族にまで広げられ、兄弟姉妹、いとこ、親戚にまで広げている。さらに、人数も150人、プログラムも3年の訓練コースとなり、村や町で小さな商売を始めたり、経営がうまく行くよう援助している。

5.2 教師

教師は子どもの人生に強力な影響を与えることが多い。同時に、教師は社会の無思慮な態度や対応を反映することがあり、彼らに低い評価しか与えない社会においては最も献身的に打ち込んでいる教師がしばしば無力でさえある。多くの教師が巨大なストレスのもとで仕事しながら、給与は低く、子どもに与えるべき援助や尊重も理解も欠いている。教育改革運動においてさえ、教師の教育は著しく無視され、教師養成や現職教師のための教育

にはわずかばかりの財政的援助しか充てられない。*8。世界銀行が成功した改革プログラムについて調査したところ、教師の訓練は世銀のおこなった三つの重要な援助のうちの一つであることが示されている。

子どもの能力を伸ばすために教師の能力を伸ばす

インドでは、国立のUPEのイニシアチブで「教師の能力向上プロジェクト」が進められている。これは教師に教室内の意志決定権をあたえて独創性を発揮させ、かつ、教師自身が研修会を企画し、運営することを奨励する。このような授業への積極的な参画は教師の自信を養い、コミュニティでの地位を向上させる。そのことは教師を周辺から教育プロセスの中心に押し出す。このような学校では子どもが友好的になる。なぜなら、教師は生徒中心の参加型の授業をおこない、子どもは歌やダンスに興じ、工作に励み、教室を飾ったり、維持するのを手伝うからだ。両親、村人、上司は今や教師の助っ人であり、仕事をしないと意欲がないとって教師を非難する人たちではない。

*8 この発言とその下のコラムは以下から引用。Stacki, S., Pigozzi, M., 「双方向、弁証法的プロセスとしての女性教師のエンパワメント：南アジアの例」 *Convergence*, Vol., XXVIII, No. 3, 1995

5・3 福祉関係者

保健サービスは青少年にとって利用しにくく、十分ではなく、かつ適切でないことが往々にしてある。保健サービスは、通常、学校にいる時間のみ利用でき、青少年はしばしば医療関係者や助手が批判的で断定的な態度を取り、同時に自分たちの意見を尊重しようとしない態度を感じとる。*9。その上、困難な状況にいる子どもの福祉に関係するソーシャルワーカー、NGO、その他多くのものが自分たちは効果を上げていないと思っている。それは彼ら自身が、路上の少女、特に売春しているか、あるいはしていた少女の手におえない反抗的な振舞いや態度にぶつかって、挫折感や批判や無力感を感じているからである。それは、たぶん、性産業で働かされていた若い男女の言うことを聞きもせず、理解もせず、彼らが自らの生き方を変えるかどうか自ら決定できるような生活技能と職業技術を育成もせず、彼らを「改造」し、あるいは彼らに「生き方の変更」をさせようとしているからで

あろう。結果的に、青少年にたいする社会福祉、特に生殖・出産に関する福祉については、決めつけるような態度をとる福祉関係者がいるために、十分効果をあげていない。^{*10}

このような専門家は、まず物事に精通し彼らを援助し決め付けない態度をとらなければならないし、また社会を動員し権利を擁護する最前線に立つべきである。そのために、自らの態度をまず改め、子どもの権利を支援する社会活動家になる事がとりわけ重要である。

福祉関係者に自分自身の態度について認識を高める訓練をすれば、利用者にやさしく利用しやすい教育的サービスを促進でき、手が届きやすく、利用したがる青少年層にもサービスを及ぼすことができるようになる。収入をもたらす職業的技能を育成するプログラムを実施する人々は、自分がおこなう訓練が妥当であるか、適切であるか、自ら見極める必要がある。

*9 Commonwealth Medical Association, 「CommonHealth」 No. 3, 1995. コモンウェルス保健閣僚会議報告 (1995. 12月、於ケープタウン、南ア)

*10 ユニセフの最終支援グループ会議報告「性と生殖の健康促進」 (1995. 6. 12-15、ルサカ、ザンビア)

5.4 司法・警察当局

特に重要なのは、子どもを保護し子どもの権利を尊重する法律を制定・施行する上で特別な責任がある警察と司法当局の直接のおよび間接的な共謀である。警察と裁判官から検察官にいたる裁判所との全員が、子どもを犯罪者、もしくは大人として取り扱うのは「子どもの権利条約」や国の法律の多くに違反するだけでなく、子どもに対して望ましくない結果をもたらすということを学ぶ必要がある。

司法・警察当局は、警察署や法廷、あるいは売買された子どもが孤立と危険を感じる国境において、子どもを支え、子どもにやさしい雰囲気を作り出すような能力と技術を全員が身につけるよう特別に訓練されなければならない。警察は予防や保護やリハビリにおいて教育的で援助的な役割を中心になって果たすことができる(またすべきである)。社会の模範となって、子どもが自分の権利を学び、売春から抜け出す方法を見つける手助けもできる。いくつかの国で、たとえば、ペルーでは、NGOや他の機関が子どもの権利について警察の研修プログラムを進めている。ネパールでは、警察署がNGOのMa i t i、ユネスコ、ユニセフと協力して多方面にわたるプログラムを実施し、家族が子どもを業者に売らないように教育と援助をおこなっている。

6. 国民と社会を動員させるための教育

子ども売春が存在し継続していることについては、社会のあらゆる部門の人々に何らか

の責任がある。前章で述べたものに加えて、若者を不道徳で手に負えないものとみる宗教やコミュニティのリーダー、子どもとセックスすることが、どのような問題を派生させるかを考えようとする旅行者や旅行業者、宣言を作ったり法律を制定するだけで事足りりとする政策立案者や議員たち、さらにこの問題を我が身のものとは考えない国民も入る。

まずメディアを通じての国民の教育は、世界中のいろいろな分野の社会活動で使われ成功している。家族計画、禁煙キャンペーン、コンドームの使用、暴力を受けた女性のためのホットライン、母乳キャンペーンなどである。それは子ども売春の予防とその危険にさらされている子どもの回復と社会復帰を手助けするためにも使われている。社会を動員するための教育は、通信メディアを多用しそれと協力しながら、問題の重要性と及ぼす影響を知らせ、メッセージを広める。たとえば、テレビの娯楽番組が性産業に売り飛ばされる少女の苦境とその救出をドラマ化する、業者が農村で使う手管についてラジオとか印刷物で警告をする、旅行雑誌や航空会社の雑誌に記事を載せる、ホテルのロビーや部屋の中に子どもとのセックスは違法であると警告するチラシやパンフレットを置いておくというようなことである。

メディアの力で政策立案者を説得する

ガーナ政府はマスメディアでコンドームの使用促進やそれをめぐる討論さえ禁止する政策を取っていた。ガーナ家族計画協会（FPA）が反エイズ・キャンペーンをする際、その政府の政策が大きな障害となった。NGOは政府に政策変更を促す運動を起こし、エイズは国にとって大いなる脅威であること、エイズの治療法もワクチンもないこと、エイズの感染を遅らせるためには保健知識の普及しかない、ことなど主張した。FPAはマスメディアで宣伝すればコンドームの販売が伸び、逆にそれを禁止すれば人々がコンドームは安全でないと思ってしまうことを証明しようとした。

FPAはエイズに感染したガーナの若い女性とインタビューし、そのビデオを作成した。反エイズ・キャンペーンを支援するある政府高官が閣僚会議や元首がビデオを見るよう手配した。その直後、政府はキャンペーンを支持し特別基金をだすという声明を発表し、すべての人々関わるよう要請した。

社会を動かすための教育は評価から始める。誰を対象にしたいのか、どのようにして彼

らに近づくのか、適切で好まれるメッセージは何か、最も良い伝達方法は何か。社会環境の持つコミュニケーション能力とそれに応える力との関係を考慮に入れなければならない。

社会を動員するための教育

誰を対象にすべきか

- ・政策立案者、立法者、議員、旅行者、ビジネスの旅行者、旅行業者、航空会社とホテル全体、警察、宗教とコミュニティのリーダー、教師
- ・専門家、福祉関係者、それに子ども

変える必要のある社会的態度

- ・子ども、特に少女は財産であり経済的商品である
- ・子どもが置かれた状況はその子の責任だ
- ・幼い少女とセックスするとエイズが治る、エイズに罹らない、老人を若返らせる、富をもたらすなど
- ・子ども売春にとその結果に対する無関心、無視、否定
- ・青少年のセクシュアリティに対する羞恥心や恐れ
- ・子どもの「言うことを聞かない」「反抗的な」「手におえない」態度への苛立ちや嫌悪感

どのような行動と活動が望まれるか

- ・ホットライン、救出、カウンセリングセンターのような子どもを援助する社会的環境や社会福祉を創出する
- ・教育へのアクセスの改善と質の高い教育にたいする要求を醸成する
- ・業者に対する監視役として家族やコミュニティのグループを創る
- ・性産業で働かされている子どもが家に戻れるように家族とコミュニティが援助する仕組みを創る
- ・子どもを売る寸前の両親を援助する
- ・公の発言と自分の行為を一致させる
- ・政策立案者と議員に「子どもの権利条約」の実現に真剣に取り組むよう圧力をかける

どのような態度が望ましいか

- ・子どもとのセックスは許さない

- ・子どもは売り物ではない
- ・すべての子どもはその人権が尊重されるべき人間である
- ・女の子と男の子には平等の価値がある
- ・性的搾取は、深刻な、しばしば生涯続く身体的精神的障害の原因になる
- ・性産業で働かされている子どもは汚名を着せられるべきではなく、愛情と援助を受け尊重される権利がある。

V 戦略から行動へ：一歩進めて

1. 国レベルでの行動

本論で述べられた戦略は、国のレベルでは一貫性のある対策として立てられねばならない。優先順位、目標、行動等を具体的にどう組み合わせるかは、その国の問題の個別の次元によって変わりうる。ニーズの評価と問題の重要性は状況の実態的分析に基づいてなされねばならない。その国で子どもの福祉問題に主要に関わる人々の協力が望まれる。他の重要な措置は次に述べる。

1.1 協力関係の確立

子ども売春に関する活動を多く行っているNGOであっても、政府であっても、彼らだけで問題は解決できない。予防や改善などの作業に取り組むためには、いろいろなレベルの政府機関、国および国際的なNGO、研究研修機関、コミュニティ組織、報道機関、企業、外国の援助機関などとの協力関係を進めなければならない。

1.2 非政府組織のネットワークの創出

性産業で働かされている子どもやその危険にさらされている子どもと直に接して働いているのはNGOや地域の組織であり、そのほとんどが非常に小さなものである。そのような組織は往々にして関心ある個人が創ったもので、最初は慈善団体か宗教団体、あるいは福祉団体の援助を受けている。協力して仕事に当たれば、個人的な仕事より大きな影響を持つし、確実に持続していけよう。子ども売春と闘うための国のプログラムが永続し重要な柱となるには協力体制の必要性が認識されるべきである。このためには、各NGOが共に仕事をし、技術を貯え、能力を高め、そして特に政府当局と自治体当局と相互交流する必要がある。

1.3 子どもの意見を引き出す

自分の身に影響を及ぼす決定に子どもが参加する一般的な権利とは別に、子どもや青少年が自身の困難な状況について自らの意見や関心を表明できる時、プログラムは成功する例が多い。この事は実は青少年のグループや組織に芝居や歌謡祭や展示会のような文化活動を奨励することである。子どもや青少年が自分の言い分を主張する機会が、あらゆるプログラムの中に、さらに「子どもを守る市長」のような構想の中に組み込まれるべきである。

1.4 調査

調査と調査手段の開発は搾取されている無防備な子どもを保護する行動を起こす際には欠かせないものである。社会的、文化的、経済的、政治的背景が異なっている状況の中でこの問題の広がりや実態について十分知られていない。子どもが搾取される状況に巻き込まれる危険のある環境から実際に巻き込まれていく過程が理解されない場合が多い。調査機関、統計局、NGOは、活動中心の参加方式の調査を行うにあたっては重要な協力者であり、その調査は効果的なプログラムを企画し、それを評価する上で欠かせない知識のギャップを埋めることができる。

2. グローバルな権利擁護

子ども売春という触れられたくない問題を国の対面上ひたすら隠蔽し否定するような状況の中で、それを国際的に暴露し、討論し、広めたことは国の政策に影響を与え、態度を変えさせるのに役立ったことは否めない。特に中心的な教育システムを新しく方向づけ、対象を絞った創造的なプログラムを進めるために、このような国際的および地域的努力が続けられるべきである。しかしながら、広報活動にあたっては、センセーショナルにまたは無神経に取り上げて子どもを傷付けないようにしなければならない。子どもが虐待され搾取される環境が特定の少数民族集団固有のものと思わせるような無神経な伝え方は、今でも中傷と排斥にさらされている彼らに対して、さらにマイナスの固定概念を強めることになるだろう。

2.1 国と地方の役割確立と権限の強化

国外の組織は彼らだけで、ある国の搾取されている子どもや無防備な子どもに特に変化をもたらすことはできない。また、国内問題を解決するのが彼らの役目でもない。国外の援助機関、政府間機関、国外のNGOなどその国以外の組織が貢献できることは、国内の

担当部署と協力しながら、国の政策、優先事項、プログラムを刺激的に戦略的に促進、強化する行動を援助することである。協力の主眼点は現地組織の技能と能力を高め、国内のプログラムや政策がより自立し持続できるようにすることであろう。

2.2 国レベルでの統一されたアプローチ

国外組織が援助活動を推進、実行するとき特に重要なのは、その国の事情に合わせたアプローチに従うことである。どんな国際的協力であっても、ある特定の国内政策やプランの妨げになっては元も子もない。特に実行可能な解決法がまだ見つからないときには、子ども売春という扱いにくい複雑な問題に取り組む際に、多様性と創造性は武器になる。同時に国際的援助は、国の能力を発展させ、あまりにも多岐にわたりあるいは矛盾するプログラムに乏しい国の資源を浪費しないよう、現地の責任と意図を第一義的に認める必要がある。国外組織は政府当局と話し合い、特別危機にある子どもにたいし、統合教育と特別教育の両方において、当局が何を優先し、目的にしているかを認識し、理解し、支援する必要がある。

VI 結 論

この会議で世界に発した警告が留意されるならば、これまで概略的に述べてきた教育戦略と措置が実行に移されなければならない。政府、地域的・国際的NGO、国連および多国間機関、援助機関とメディアそれぞれの努力は評価してもし過ぎることはない。こうした機関が意識を喚起し、良心を目覚めさせ、協力して行動をとる方向へと導いたのである。しかし、同時に言えることは、今までのところ問題の一部を齧っただけである。もし子ども売春が根絶されるなら、あるいは減少するだけであっても、教育は変革のための真の力になるに違いない。このためには、教育は学校を越えて地域社会にまで手を広げ、子どもも大人も対象とすべきであるし、締約国と市民社会にすべての子どもの権利を尊重し保障する義務を負わせる「子どもの権利条約」にしっかり根づいたものでなければならない。さらに、自尊心、参加、他人の尊重、自立という基本的原則を受け入れなければならない。

しかし、教育は単独では効果を上げられない。世界規模で協力し合い、目的を持ち、社会のあらゆる部門とあらゆるレベルで緊急性を感じてこそ、子どもの尊厳と発達にとって妨げとなる障害物を減らすことができるであろう。

(財) 女性のためのアジア平和国民基金

住所 〒107 東京都港区赤坂2丁目17番42号

電話 03-3583-9322

FAX 03-3583-9321